

「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」開催要綱

1 目的

「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する」（電波法（昭和25年法律第131号）第1条）観点から、我が国の携帯電話用周波数の割当方式の抜本的な見直しを行い、達成すべき条件を確保しつつ、経済的価値を一層反映した周波数割当方式を検討するため、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催する。

2 名称

本検討会は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 我が国の携帯電話用周波数割当方式の検証
- (2) 諸外国の携帯電話用周波数割当方式の調査・分析
- (3) (1)及び(2)を受け、諸外国の携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会に、座長及び座長代理を置く。
- (3) 本検討会は、座長が運営する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、本検討会の検討を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- (3) 本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本検討会の開催期間は、令和3年10月から令和4年夏頃までを目途とする。

7 庶務

本検討会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課携帯周波数割当改革推進室において行う。

「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」構成員等 一覧

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

- | | | |
|--------|-------|--|
| (座長) | 柳川 範之 | 東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授 |
| (座長代理) | 高田 潤一 | 東京工業大学 副学長(国際連携担当)/環境・社会理工学院 教授 |
| | 飯塚 留美 | 一般財団法人 マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター |
| | 石田 幸枝 | 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事 |
| | 黒田 敏史 | 東京経済大学 経済学部 准教授 |
| | 佐野 隆司 | 横浜国立大学 大学院国際社会科学研究院 准教授 |
| | 関口 博正 | 神奈川大学 経営学部 教授 |
| | 寺田 麻佑 | 国際基督教大学 教養学部 上級准教授 |
| | 西村 暢史 | 中央大学 法学部 教授 |
| | 三友 仁志 | 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授 |
- (オブザーバ) 内閣府 規制改革推進室